

運用指針

第2条 - 口

現場特有の状況に対応するための創意工夫

標識レイアウトの工夫による
既設門型標識柱の有効利用

標識レイアウトの工夫による既設門型標識の有効利用に至った経緯

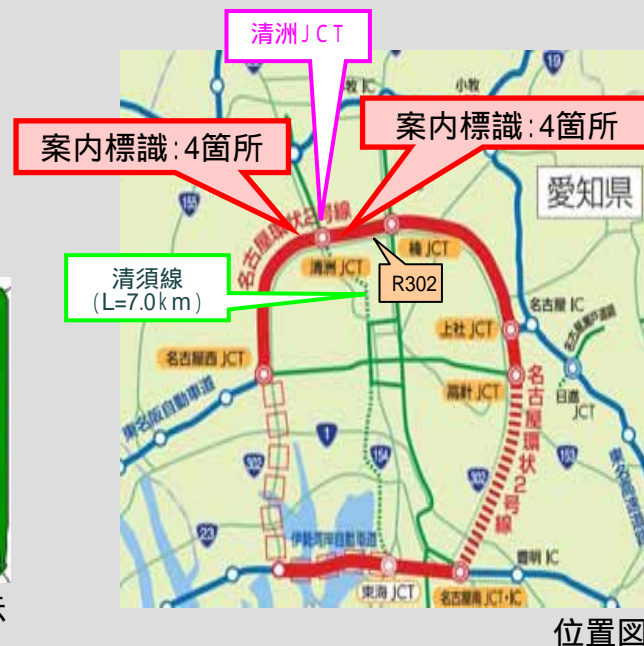
- (当初計画) 名古屋高速清洲線の開通に合わせ、
- 案内標識の表示が2段から3段に変更
 - 案内標識板の拡大
 - 門型標識柱の撤去、新設(通行止めを伴う)



既設の案内標識



当初計画の3段表示



当初計画の課題

標識板が大きくなることにより、現在の標識柱及び基礎を変更する必要がある
3段表示は目で追いきくい
現在の標識柱の撤去と新設により通行止めが必要(約60,000台/日の交通量)

既設の門型標識柱を利用することはできないか、わかりやすくコンパクトなレイアウトを検討

懸念される課題に対する検討

【課題】 標識板が大きくなることにより、現在の標識柱及び基礎を変更する必要がある

➡ 文字サイズやレイアウトを工夫して、既設標識板の大きさで検討する。

既設の標識柱で対応可能

【課題】 3段表示は目で追いきにくい

➡ 表紙文字の横寸法を圧縮し、2段にすることにより読みやすくした。

既設標識板と同じサイズで対応可能



2段による表示

【課題】 現在の標識柱の撤去と新設により通行止めが必要

➡ 板のみの取替えにとどめたことにより、既設門型標識柱を有効利用でき、車線規制で対応可能となった。



既設門型標識の有効利用状況

懸念される課題に対する検討の結果、既設の門型標識柱を有効利用

警察(交通管理者)と協議

表示内容について了解を得る

既設門型標識柱を有効利用することによる材料費及び施工費、交通規制費の縮減

上記のコスト縮減以外のメリット

・通行止めの回避

・既設標識柱の有効利用

社会的損失の低減

循環型社会の形成に貢献

経営努力要件適合性の認定について

標識レイアウトの工夫による既設門型標識柱の有効利用は、**現場特有の状況に対応するための創意工夫**である。

運用指針第2条第1項第1号ロに該当

標識レイアウトの工夫により既設門型標識柱を有効利用することによる材料費、施工費、交通規制費の縮減 → 会社の経営努力によるものであると認定

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

ロ、申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫